

島原本広第112号
平成21年9月18日

島根県総務部長
加松正利様

中国電力株式会社
常務取締役 島根原子力本部
本部長 清水希茂

島根原子力発電所3号機 建設工事エリアでの火災発生に対する再発防止対策
アクションプラン実施完了について(ご報告)

平成21年6月25日に発生した島根原子力発電所3号機建設工事エリアにおける火災について、平成21年6月29日付け消防第1556号の申入れに基づき、平成21年7月9日に「島根原子力発電所3号機 建設工事エリアにおける火災について(ご回答)」(島原本広第66号)により、原因調査結果および再発防止対策についてご報告しておりますが、この度、再発防止対策アクションプランの実施が完了しましたので添付のとおりご報告いたします。

今後は、再発防止対策をさらに強固にするために、自律的かつ継続的な改善に取り組んでまいります。

以上

添付

島根原子力発電所3号機建設工事エリアでの火災発生(平成21年6月25日)に対する再発防止対策アクションプラン実施完了報告について

島根原子力発電所3号機建設工事エリアでの火災発生(平成21年6月25日)
に対する再発防止対策アクションプラン実施完了報告について

表記について以下のとおり実施完了いたしましたので報告します。

1. 実施完了日 平成21年9月7日

2. 実施内容(詳細は別紙参照)

(1) 火災発生防止の対策

- a. 危険物(塗料を含む)を運搬する台車は落下防止ガード付としました。また、万一転倒してもこぼれない密閉式の容器としました。
- b. 塗装作業(運搬を含む)を行なう際は事前に火気使用箇所を確認し必要な防火対策を講じることとしました。
- c. 防火管理者による定期パトロールの実施など安全管理を強化しました。

(2) 火災発生時に迅速に通報するための対策

- a. 火や煙を発見した場合(燃焼の痕跡を含む)は火災に該当するかにかかわらず速やかに消防機関に通報することを周知・徹底しました。
- b. 上記をマニュアルに記載するとともに個人携帯カードの配布、現場掲示を行ない意識高揚を図りました。

(3) 工事関係者への教育訓練

- a. 今回の事象および危険物の取扱いに関する教育を行ないました。
- b. 積極的に情報発信する意識高揚のためコンプライアンス教育を行ないました。

以 上

島根3号機建設エリアでの火災発生(H21. 6. 25)に対する再発防止対策アクションプラン(実施結果報告)

項目	アクションプラン	実施箇所	平成21年		実 績	
			7月	8月		
1. 火災発生防止の対策						
(1) 塗料運搬時の転倒防止対策の確実な実施						
危険物(塗料を含む)運搬時の転倒防止対策を確実に実行。	①以下を元請会社へ文書にて指示すると共に建設所安全協議会、陸域・海城工事部会および請負者安全協議会において周知徹底する。 (1) 危険物(塗料を含む)を台車で運搬する際には落下防止ガード付台車を使用する。 (2) 危険物(塗料を含む)運搬には万一転倒してもこぼれない密閉式の容器を使用する。	当社	▽ ①② ▼▼	▽ ③ ▼	▽ ▼	下記協議会等において周知・徹底した ①7月 6日 臨時安全協議会開催 ②7月 9日 陸域・海城部会 ③7月16日 請負者安全協議会
	②「安全対策仕様書」等当社および元請会社のマニュアルに反映しルール化する。	当社/元請会社	▼ ②③ ▼	▼ ① ▼		
(2) 塗装作業と火気使用作業の事前調整の確実な実施						
a. 塗装作業実施時は隣接して行う火気使用作業がないか確認した上、火気使用作業側との事前調整により確実な防火対策を行う。	①以下を元請会社へ文書にて指示すると共に建設所安全協議会、陸域・海城工事部会および請負者安全協議会において周知徹底する。 (1) 塗装作業を実施する前は上下を含む隣接エリア(運搬ルートを含む)での火気使用作業の有無を確認する。 (2) 火気使用作業がある場合は、事前調整を実施し防火対策上必要な措置を講じる。 (運搬ルートの変更、火気作業の中止等)	当社	▽ ①② ▼▼	▽ ③ ▼	▽ ▼	下記協議会等において周知・徹底した ①7月 6日 臨時安全協議会開催 ②7月 9日 陸域・海城部会 ③7月16日 請負者安全協議会
	②「安全対策仕様書」等当社および元請会社のマニュアルに反映しルール化する。	当社/元請会社	▼ ②③ ▼	▼ ① ▼		
b. 塗装作業方法を確認し安全指導を行う。	①作業予定表等によって事前に塗装作業方法(運搬を含む)について確認すると共に安全性の観点から指導を行う。	当社	 (以後継続実施)			●作業予定表等で事前に塗装作業の有無を確認し、運搬他取扱いに関わる留意事項を指導した。 (各課長⇒副長, 担当者) → 7月16日～7月29日 以後日常的に請負会社に対する指導を実施中
(3) パトロール・現場巡視の実施						
塗装用資材の運搬にも着目したパトロールと現場巡視を行う。	①定期的なパトロールに加えて、日常の現場巡視において、塗装用資材の運搬にも着目して安全管理を実施する。	当社/元請会社				以下を日常的に実施中 ●安全協議会で運搬に着目したパトロール(総務課)→1回/月 ●当社と請負会社の防火管理者による合同パトロール(建設所防火管理者) →工事中の消防計画改正7月31日→防火管理者連絡会開催8月3日→8月26日よりパトロール実施(1回/月) ●現場巡視時に運搬に着目した安全管理を指導(各課長⇒副長, 担当者) → 7月16日～7月29日 以後日常的に請負会社に対する指導を実施中
2. 火災発生時に迅速に通報するための対策						
(1) 火災発生時の消防署への迅速な通報						
火や煙を発見した場合(燃焼の痕跡を発見した場合も含む)は、火災に該当するか否かについては速やかに消防署へ通報し確認を得ることを社員および工事関係者へ周知・徹底する。	①火災発生時の連絡先携帯カードに「火や煙を見たら即通報」の旨を記載し全員に配布する。	当社/元請会社	▽	作成 ▼	▼	●携帯カード作成(建設所防火管理者)→7月17日技術課へ送付(7月31日コメント反映分再送付) →8月末までに全員へ配布(技術課)
	②「火や煙を見たら即通報」の旨を記載した掲示物を作成し、3号機建設エリア各所へ掲示する。	当社/元請会社	▽	作成 ▼	▼	●現場掲示シート作成(建設所防火管理者)→7月17日技術課へ送付(7月31日コメント反映分再送付) →8月末までに現場へ掲示(技術課)
	③「3号機関係の工事等における災害発生時の通報連絡体制」に「火や煙を発見した場合(燃焼の痕跡を発見した場合も含む)は即通報する」旨を記載し3号機建設工事関係者へ周知する。	当社/元請会社	▼	▼	▼	●「連絡体制」変更および関係者周知・送付(技術課)→8月6日陸域・海城部会にて配布
(2) 消防計画への反映						
火災時の迅速かつ確かな状況把握と通報について元請会社を含めた体制を再確認し消防計画へ反映する。	①「火や煙を発見した場合(燃焼の痕跡を発見した場合も含む)は、火災に該当するか否かについては速やかに消防機関へ通報し確認を得ること」を消防計画に明記する。 また、消防計画に定める元請会社を含めた通報体制について再確認し必要な改善を実施する。	当社/元請会社	▼	▼	▼	●「3号機工事中における消防計画」の改正検討(技術課, 建設所防火管理者)→7月31日立案, 8月4日届出 ●「異常事象発生時の対応要領」の改正検討(技術課, 建設所防火管理者) →9月4日「異常事象発生時の対応要領」改正(焦げ跡発見時の対応追加)
3. 工事関係者への教育・訓練の実施						
(1) 危険物取扱い作業に関する教育の実施						
危険物取扱い作業に関する意識高揚を図るため、定期的な教育・指導を実施する。	①今回の事象および対策について当社建設所員および元請会社を対象に研修会を行う。	当社/元請会社				7月16日～7月29日 各課長により建設所員教育を実施した 7月16日 元請会社安全責任者を集めて教育を実施した
	②塗装作業時、塗装用資材の運搬・保管時の火災発生防止の観点も含めた教育(法令教育, 災害事例教育, 危険予知シートを用いた教育等)を実施する。	当社/元請会社				●以後毎年1回継続的に実施する ●法令, 条例, 安全教育資料等を用いた課員教育(各課長)→7月16日～7月29日実施 ●請負会社以上に上記教育を依頼(技術課)→7月16日請負者安全協議会にて依頼→9月2日教育終了
(2) 積極的な情報発信の意識高揚のための事例教育の実施						
工事関係者に対し積極的に情報発信するという意識高揚のために、定期的な事例教育を実施する。	①社会通念との乖離により社会的批判を生じた事例等の教育を定期的に行う。	当社	 対管理者 ▼			以後毎年1回継続的に実施する。 ●リスク情報等から教材を作成する(総務課) ●上記教材により所員教育を実施する → 対管理者(副所長)→7月30日実施 → 対課員(各課長)→9月7日教育終了